

# 資料編

## 資料目次

### 資料編

#### (総論)

資料 1－1：消費者委員会の権限規定について	29 ページ
資料 1－2：第8次消費者委員会委員名簿	30 ページ
資料 1－3：第8次消費者委員会審議体制（令和7年8月時点）	31 ページ
資料 1－4：部会・専門調査会委員名簿	32 ページ
資料 1－5：第8次消費者委員会開催実績	37 ページ
資料 1－6：部会・専門調査会開催実績	40 ページ

#### (基本計画関連)

資料 2－1－1：次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見（第2回）	43 ページ
資料 2－1－2：消費者基本計画についての答申	56 ページ

#### (建議・提言・意見・報告書等関連)

資料 2－2－1：家庭用品品質表示法に係る告示改正についての答申	57 ページ
資料 2－2－2：消費者をエンパワーするデジタル技術に関する専門調査会報告書	58 ページ
資料 2－2－3：消費者をエンパワーするデジタル技術に関する消費者委員会意見	496 ページ
資料 2－2－4：食品表示基準の一部改正に係る答申	497 ページ
資料 2－2－5：特定商取引に関する法律施行令の改正についての答申（商工中金 法改正関係）	498 ページ
資料 2－2－6：国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正についての答申	516 ページ
資料 2－2－7：消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書	517 ページ
資料 2－2－8：「東日本旅客鉄道の鉄道事業における旅客運賃の上限変更案」に關	

する消費者委員会意見	577 ページ
資料 2-2-9 : 消費者法制度のパラダイムシフトについての答申	581 ページ
資料 2-2-10 : 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る告示改正についての答申	582 ページ
資料 2-2-11 : レスキューサービスに関する消費者問題についての意見	583 ページ
資料 2-2-12 : クライミング施設における消費者安全に関する意見	616 ページ
資料 2-2-13 : 食品表示基準の一部改正に係る答申	630 ページ

## 消費者委員会の権限規定について

令和6年11月12日最終更新

### 【企画立案】

権限内容		根拠規定	概要
基本的・横断的事項	建議・調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第1号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
	調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第2号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、調査審議する。
	資料の提出要求等	消費者庁及び消費者委員会設置法 第8条	消費者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
意見聴取	基本方針等の策定	消費者基本法 第27条第3項	消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、当該基本計画等の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするときには、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
		消費者安全法 第6条第4項	消費者安全の確保に関する基本的な方針(基本方針)を定めようとするときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。
		消費者安全法 第7条第2項、第3項	都道府県知事より基本方針の変更の提案があったときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、基本方針の変更を判断しなければならない。
		消費者教育推進法 第9条第5項	内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。
		食品安全基本法 第21条第2項	内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成しなければならない。
個別事項	表示基準等の策定	食品表示法 第4条第2項	内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
		食品衛生法 第19条第1項	内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供し又は営業上使用する容器包装等の表示の基準を定めることができる。
		JAS法 第59条第3項	内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資の品質の表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会に意見を聴かなければならない。
		家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときは、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
		景品表示法 第3条、第6条第1項	内閣総理大臣は、①表示・景品類の指定等、②景品類の制限・禁止等、③優良・有利誤認表示以外の不当表示の指定等をしようとするときは、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
	政令の制定等	景品表示法 第22条第3項	内閣総理大臣は、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
		預託法 第28条	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。
		特定商取引法 第64条第1項、第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。
	割賦販売法 第36条第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。	
その他	議決	住宅品質確保法 第3条第4項	国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、国土交通大臣にあっては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を、それぞれ経なければならない。ただし、社会資本整備審議会又は消費者委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。
	国民生活安定緊急措置法 第27条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。	
		消費者委員会は、当該重要事項に關し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。	
	公益通報者保護法 第11条第5項	内閣総理大臣は、事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	預託法 第11条第2項	内閣総理大臣は、預託法第9条第1項の確認(物品又は特定権利の種類ごとに、売買契約の締結及び預託等取引契約の締結又は更新により、顧客の財産上の利益が不当に侵害されるおそれのないことについての確認)をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。(勧誘等を行う前の「確認」)	
	預託法 第14条第4項	内閣総理大臣は、預託法第9条第1項の確認を受けた物品又は特定権利に係る売買契約の締結及び預託等取引契約の締結又は更新が、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約の締結又は更新する目的に照らして、顧客の財産上の利益が不当に侵害するものでないこと等の確認をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。(契約の締結又は更新前の「確認」)	

### 【執行】

権限内容		根拠規定	概要
勧告・報告徵収	消費者安全法 第43条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる、また、勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。	
意見聴取	消費者安全法 第40条第7項	内閣総理大臣が、重大生命身体被害あるいは多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認め、事業者に対して命令をしようとするとき等には、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	消費者安全法 第41条第3項	内閣総理大臣が六月以内の期間を定めて商品等の譲渡、引渡し、使用することを禁止・制限しようとするとき等には、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、表示に関する命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。	

## 消費者委員会委員名簿

(令和7年8月時点)

今 村 知 明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授
大 澤 彩	法政大学法学部教授
小 野 由 美 子	東京家政学院大学現代生活学部教授
柿 沼 由 佳	(公社) 全国消費生活相談員協会消費者教育研究所副所長
◎ 鹿 野 菜 穂 子	慶應義塾大学名誉教授
○ 黒 木 和 彰	弁護士
中 田 華 寿 子	アクチュアリ株式会社代表取締役
原 田 大 樹	京都大学法学系 (大学院公共政策連携研究部) 教授
星 野 崇 宏	慶應義塾大学経済学部教授
山 本 龍 彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

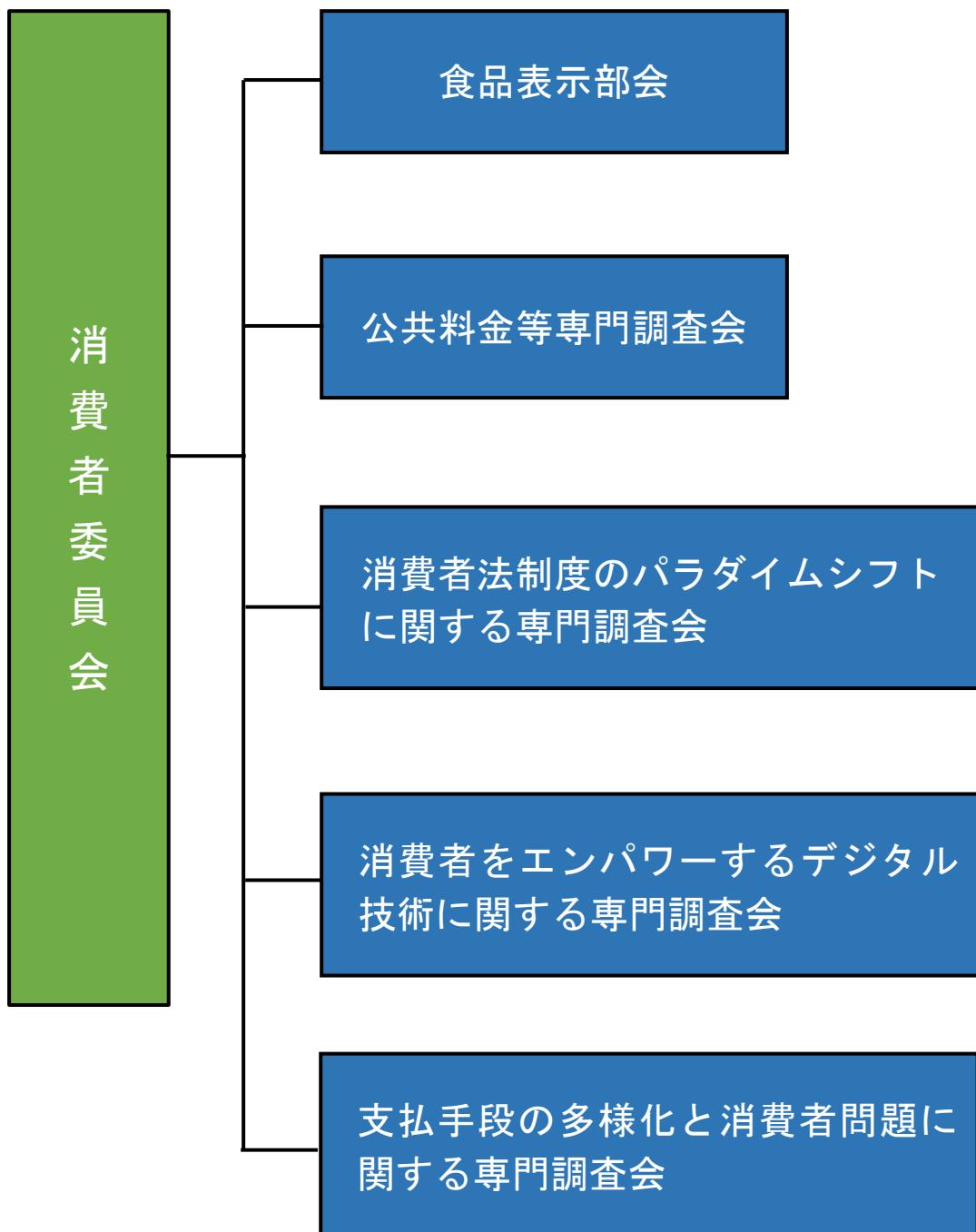
以上10名

(五十音順・敬称略)

(注) 1. ◎は委員長、○は委員長代理。

2. 小野由美子委員、鹿野菜穂子委員、黒木和彰委員は、衆・参の附帯決議の趣旨を踏まえ、常勤的に勤めることができるよう人に選した委員である。

## 消費者委員会の審議体制（第8次）



令和7年8月時点

(注) 上記にない下部組織についても必要に応じて隨時設置。

**消費者委員会 食品表示部会  
委員名簿**

(部会長)	今 村 知 明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授
(部会長代理)	中 田 華 寿 子	アクチュアリ株式会社代表取締役
	樋 山 浩	星薬科大学薬学部教授
	阿 部 絹 子	公益社団法人日本栄養士会常務理事
	小 川 美 香 子	東京海洋大学食品生産科学部門准教授
	笠 岡 泴 子	株式会社サンベルクスホールディングス品質管理部食品表示グループマネジャー
	川 口 徳 子	独立行政法人国民生活センター参与
	監 物 南 美	女子栄養大学出版部『栄養と料理』編集委員
	河 野 浩	一般財団法人食品産業センター事業推進部次長
	菅 聰 一 郎	弁護士
	鈴 木 ち は る	一般社団法人食品表示検定協会事務局長兼テキスト作成委員
	田 中 弘 之	北海道文教大学人間科学部健康栄養学科長
	前 田 え り	NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会理事長
	森 田 満 樹	一般社団法人Food Communication Compass代表

(令和6年6月1日時点)

以上14名

# 消費者委員会 公共料金等専門調査会 委員名簿

令和6年10月1日 現在

氏名	所属
(座長)	の む ら む め の り 野 村 宗 訓 関西学院大学 名誉教授 福山大学経済学部 教授
	お お た や す ひ ろ 太 田 康 広 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 エーザイシェアシップ基金教授
	き ど こ ろ ゆ き ひ ろ 城 所 幸 弘 政策研究大学院大学教授
	ご う の ち さ こ 郷 野 智 砂 子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会事務局長
	ご と う み か 後 藤 美 香 東京科学大学環境・社会理工学院教授
	な が 尾 え め 長 尾 愛 女 池田山総合法律事務所 弁護士
	な が た み き 長 田 三 紀 情報通信消費者ネットワーク
	わ か ば や し あ り さ 若 林 亜 理 砂 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授
(座長代理)	

以上 8 名

※ なお、消費者委員会の小野由美子委員及び柿沼由佳委員が、  
公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

消費者委員会 消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会 委員名簿

令和7年1月15日現在

(五十音順)

氏名		所属
座長	沖野 真己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河島 茂生	青山学院大学総合文化政策学部准教授
	小塙 荘一郎	学習院大学法学部教授
	二之宮 義人	弁護士
	野村 由紀	一般社団法人日本経済団体連合会 消費者政策委員会 委員 花王株式会社 執行役員 PR戦略部門統括
	室岡 健志	大阪大学社会経済研究所教授
座長代理	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

以上 10名

※ なお、消費者委員会の鹿野菜穂子委員長、大澤彩委員、山本龍彦委員がオブザーバーとして出席した。

消費者委員会 消費者をエンパワーするデジタル技術に関する専門調査会 委員名簿

令和6年12月4日現在

(五十音順)

氏名		所属
座長	橋田 浩一	理化学研究所 革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ グループディレクター
	相澤 彰子	国立情報学研究所 教授／副所長
	荒井 ひろみ	理化学研究所 革新知能統合研究センター人工知能安全性・信頼性ユニット ユニットリーダー
	坂下 哲也	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事
	田中 優子	名古屋工業大学大学院工学研究科基礎類 教授
	鳥海 不二夫	東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻 教授
	原田 由里	一般社団法人ECネットワーク 理事
	松前 恵環	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部 准教授
	森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士
	山口 景子	名古屋大学大学院経済学研究科 准教授

以上10名

※ なお、消費者委員会の黒木和彰委員長代理、柿沼由佳委員、星野崇宏委員及び山本龍彦委員が、オブザーバーとして出席した。また、大澤彩委員は第8回にオブザーバーとして出席した。

消費者委員会 支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会 委員名簿

令和7年8月31日現在  
(座長・座長代理を除き五十音順)

氏名		所属
座長	坂東 俊矢	京都産業大学法学部教授
座長代理	森下 哲朗	上智大学法学部教授
	池本 誠司	弁護士
	井上 裕美	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員
	柿野 成美	法政大学大学院政策創造研究科准教授 公益財団法人消費者教育支援センター理事・首席主任研究員
	葛山 弘輝	弁護士
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	柴田 潤子	神戸大学大学院法学研究科教授
	瀧俊雄	株式会社マネーフォワード執行役員グループCoPA
	滝澤 美帆	学習院大学経済学部教授
	谷本 圭子	立命館大学法学部教授
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会 世話人
	細谷 佳世美	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事・北海道支部長
	宮園 由紀代	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会金融委員会副委員長
	山本 正行	山本国際コンサルタンツ合同会社代表

以上15名

※ なお、消費者委員会の鹿野菜穂子委員長、黒木和彰委員長代理、大澤彩委員、柿沼由佳委員及び星野崇宏委員が、支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会のオブザーバーとして、調査審議に参画する。

※ 令和7年1月27日から令和7年6月1日まで、岩澤信子委員(公益社団法人全国消費生活相談員協会理事)が、専門調査会の委員として在任していた。令和7年6月1日より、細谷佳世美委員が就任している。

## 第8次消費者委員会 開催実績（令和6年9月～令和7年8月）

本会議：計28回（このほか、委員間打合せ：計38回）

	日 付	議 題
令和6年		
第443回	9月12日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用品品質表示法の告示改正について</li> <li>・その他</li> </ul>
第444回	9月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者基本計画の検証・評価・監視（食品衛生基準行政について）</li> <li>・消費者基本計画の検証・評価・監視（次期消費者基本計画策定に向けた意見（第2回）素案について）</li> <li>・その他</li> </ul>
第445回	9月27日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者基本計画の検証・評価・監視（次期消費者基本計画策定に向けた意見（第2回）案について）</li> </ul>
第446回	11月11日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者基本計画の検証・評価・監視（次期消費者基本計画素案について）</li> <li>・その他</li> </ul>
第447回	12月3日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費者行政について</li> <li>・その他</li> </ul>
第448回	12月9日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者をエンパワーするデジタル技術に関する専門調査会の報告書等について</li> <li>・その他</li> </ul>
第449回	12月20日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会の設置について</li> <li>・その他</li> </ul>
第450回	12月25日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊東内閣府特命担当大臣 御挨拶</li> <li>・今井内閣府大臣政務官 御挨拶</li> <li>・消費者基本計画の検証・評価・監視（第5期消費者基本計画素案について）</li> <li>・加工食品の原料原産地表示制度に関する事後検証について</li> </ul>

	日 付	議 題
令和 7 年		
第 451 回	1 月 28 日 (火)	・その他（支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会専門委員の任命についての報告等）
第 452 回	2 月 12 日 (水)	・公益通報者保護制度検討会報告書について
第 423 回	2 月 18 日 (火)	・レスキューサービスに関する消費者問題について
第 454 回	2 月 28 日 (金)	・鳩山内閣府副大臣 御挨拶 ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の変更について ・レスキューサービスに関する消費者問題について
第 455 回	3 月 10 日 (月)	・第 5 期消費者基本計画案について ・その他
第 456 回	3 月 21 日 (金)	・レスキューサービスに関する消費者問題について ・その他
第 457 回	3 月 27 日 (木)	・特定商取引に関する法律施行令の一部改正について ・公益通報者保護法の一部を改正する法律案について
第 458 回	4 月 22 日 (火)	・レスキューサービスに関する消費者問題について ・その他
第 459 回	5 月 7 日 (水)	・レスキューサービスに関する消費者問題について
第 460 回	5 月 13 日 (火)	・クライミング施設における消費者安全について
第 461 回	6 月 3 日 (火)	・新未来創造戦略本部の取組について ・その他
第 462 回	6 月 10 日 (火)	・消費者教育の取組について
第 463 回	6 月 11 日 (水)	・国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について
第 464 回	6 月 24 日 (火)	・消費者白書について ・その他
第 465 回	7 月 9 日 (水)	・公共料金の変更について（東日本旅客鉄道の鉄道事業における旅客運賃の上限変更案） ・その他 ・消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会の報告について
第 466 回	7 月 15 日 (火)	・「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」等について
第 467 回	7 月 23 日 (水)	・住宅品質確保法について（日本住宅性能表示基準の改正）
第 468 回	8 月 4 日 (月)	・レスキューサービスに関する消費者問題について ・クライミング施設における消費者安全について
第 469 回	8 月 20 日 (水)	・支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会の中間整

	日 付	議 題
		理について ・その他
第 470 回	8 月 27 日 (水)	・第 8 次消費者委員会のこれまでの活動と今後について ・その他

## 部会・専門調査会 開催実績（令和6年9月～令和7年8月）

### ○食品表示部会

	日 付	議 題
令和7年		
第75回	1月23日（木）	・加工食品の原料原産地表示制度の事後検証について
第76回	1月30日（木）	・食品表示基準の一部改正に係る審議
第77回	2月21日（金）	・食品表示基準の一部改正に係る審議 ・令和6年度「即時型食物アレルギーによる健康被害の全国実態調査」の概要について
第78回	7月31日（木）	・食品表示基準の一部改正案について ・機能性表示食品の見直し項目等に関する対応状況について
第79回	8月25日（月）	・食品表示基準の一部改正案について ・機能性表示食品の見直し項目等に関する対応状況について

### ○公共料金等専門調査会

	日 付	議 題
令和6年		
第86回	12月2日（月）	・一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃改定の事後検証について
令和7年		
第87回	4月14日（月）	・東日本旅客鉄道株式会社の運賃改定について
第88回	5月12日（月）	・東日本旅客鉄道株式会社の運賃改定について ・「東日本旅客鉄道の鉄道事業における旅客運賃の上限変更案」に関する公共料金等専門調査会意見（案）について
第89回	6月9日（月）	・「東日本旅客鉄道の鉄道事業における旅客運賃の上限変更案」に関する公共料金等専門調査会意見（案）について

### ○消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会

	日 付	議 題
令和6年		
第10回	9月17日（火）	・中間的な整理に向けた議論
第11回	10月22日（火）	・有識者ヒアリング
第12回	11月20日（水）	・有識者ヒアリング

	日 付	議 題
第 13 回	11 月 29 日 (金)	・有識者ヒアリング
第 14 回	12 月 13 日 (金)	・有識者ヒアリング
第 15 回	12 月 24 日 (火)	・有識者ヒアリング
令和 7 年		
第 16 回	1 月 15 日 (水)	・有識者ヒアリング
第 17 回	1 月 27 日 (月)	・有識者ヒアリング
第 18 回	2 月 20 日 (木)	・関係省庁ヒアリング ・有識者ヒアリング
第 19 回	3 月 21 日 (金)	・有識者ヒアリング
第 20 回	3 月 31 日 (月)	・委員プレゼンテーション ・消費者庁からの報告 (海外の消費者法制度に係る種々の手法の組み合わせに関する調査・分析について)
第 21 回	4 月 9 日 (水)	・委員プレゼンテーション
第 22 回	4 月 25 日 (金)	・委員プレゼンテーション
第 23 回	5 月 16 日 (金)	・取りまとめに向けた検討
第 24 回	5 月 23 日 (金)	・取りまとめに向けた検討②
第 25 回	6 月 13 日 (金)	・取りまとめに向けた検討③

○消費者をエンパワーするデジタル技術に関する専門調査会

	日 付	議 題
令和 6 年		
第 7 回	9 月 10 日 (火)	・委員プレゼンテーション
第 8 回	9 月 24 日 (火)	・委員プレゼンテーション
第 9 回	11 月 29 日 (金)	・報告書 (案) について ・A I デモンストレーション

○支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会

	日 付	議 題
令和 7 年		
第 1 回	3 月 5 日 (水)	・専門調査会の運営について ・検討の背景及び検討事項案 ・委員プレゼンテーション及び有識者ヒアリング
第 2 回	3 月 10 日 (月)	・委員プレゼンテーション及び有識者ヒアリング
第 3 回	3 月 28 日 (金)	・国民生活センターヒアリング

	日 付	議 題
		・委員プレゼンテーション
第4回	4月17日（木）	・委員プレゼンテーション
第5回	5月15日（木）	・委員プレゼンテーション
第6回	6月12日（木）	・中間整理骨子
第7回	7月2日（水）	・中間整理素案
第8回	7月24日（木）	・中間整理案
第9回	7月30日（水）	・中間整理案